

2024年6月一オンライン請求・診療報酬改定入力版

<法改正概要>

<目次>

1. 訪問看護療養費について	3
*訪問看護管理療養費	3
2. 加算について	4
*訪問看護ベースアップ評価料	4
*緊急訪問看護加算	4
*乳幼児加算	4
*24時間対応体制加算	5
*訪問看護医療DX情報活用加算	5
3. 様式について	6
*訪問看護指示書	6
*訪問看護計画書	7
4. その他（疾病コードについて）	8
*疾病コード（別表8）	8

■ 本書について

- ・ 本書は、厚生労働省や社会保険診療報酬支払基金から公開された以下の資料を基に、法改正の主な内容について記載しています。

改正内容の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<資料>

令和6年度診療報酬改定説明資料等について

「02 令和6年度診療報酬改定の概要（医科全体版）【10MB】」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001252076.pdf>

<本書で取り扱うマークについて>

新設 … 新設される療養費・加算

変更 … 算定内容が一部変更となった療養費・加算

1. 訪問看護療養費について

*訪問看護管理療養費

- ・「訪問看護管理療養費」について、月の初日の金額が変更されました。

管理療養費(月の初日の訪問の場合)			
現行		改正後(令和6年6月から)	
機能強化型管理療養費 1	12,830 円/日	機能強化型管理療養費 1	13,230 円/日 変更
機能強化型管理療養費 2	9,800 円/日	機能強化型管理療養費 2	10,030 円/日 変更
機能強化型管理療養費 3	8,470 円/日	機能強化型管理療養費 3	8,700 円/日 変更
機能強化型以外の場合	7,440 円/日	機能強化型以外の場合	7,670 円/日 変更

- ・「訪問看護管理療養費」について、月の2日目以降の名称が変更され、区分が新設されました。

管理療養費(月の2日目以降の訪問の場合)			
現行		改正後(令和6年6月から)	
管理療養費 (月の2日目以降の訪問の場合)	3,000 円/日	管理療養費 1 (月の2日目以降の訪問の場合)	3,000 円/日 変更
(なし)		管理療養費 2 (月の2日目以降の訪問の場合)	2,500 円/日 新設

2. 加算について

*訪問看護ベースアップ評価料

「訪問看護ベースアップ評価料」が新設されました。

訪問看護ベースアップ評価料(令和6年6月から) ● 新設		
訪問看護ベースアップ評価料(1)	780 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)1	10 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)2	20 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)3	30 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)4	40 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)5	50 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)6	60 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)7	70 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)8	80 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)9	90 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)10	100 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)11	150 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)12	200 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)13	250 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)14	300 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)15	350 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)16	400 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)17	450 円/月	(月 1 回まで)
訪問看護ベースアップ評価料(2)18	500 円/月	(月 1 回まで)

*緊急訪問看護加算

「緊急訪問看護加算」について、算定区分が新設されました。

緊急訪問看護加算		
現行	改正後(令和6年6月から)	
緊急訪問看護加算 2,650 円/日	緊急訪問看護加算(月 14 日目まで)	2,650 円/日 ● 変更
	緊急訪問看護加算(月 15 日目以降)	2,000 円/日 ● 新設

*乳幼児加算

「乳幼児加算」について、算定区分が新設されました。

乳幼児加算		
現行	改正後(令和6年6月から)	
乳幼児加算 1,500 円/日	乳幼児加算(厚生労働大臣が定める者)	1,800 円/日 ● 新設
	乳幼児加算	1,300 円/日 ● 変更

***24 時間対応体制加算**

「24 時間対応体制加算」について、算定区分が新設されました。

24 時間対応体制加算			
現行		改正後(令和 6 年 6 月から)	
24 時間対応体制加算	6,400 円/月	24 時間対応体制加算(業務負担軽減)	6,800 円/月 新設
		24 時間対応体制加算(それ以外の場合)	6,520 円/月 変更

***訪問看護医療 DX 情報活用加算**

「訪問看護医療 DX 情報活用加算」が新設されました。

訪問看護医療 DX 情報活用加算(令和 6 年 6 月から) 新設	
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月

3. 様式について

*訪問看護指示書

「(精神科)訪問看護指示書」の記載事項に、「主たる傷病名の傷病名コード」が追加されました。

ワンポイント

「コスモス」「ききょうⅡ」では、「主たる傷病名」欄に括弧書きで傷病名コードを記載します。

※入力手順については、添付書類「【コスモス】対応内容.pdf」または「【ききょうⅡ】対応内容.pdf」をご覧ください。

(例)訪問看護指示書

訪問看護指示書 在宅患者訪問点滴注射指示書			
		※該当する指示書を○で囲むこと	
		訪問看護指示期間 (令和 6年 6月 1日 ~ 令和 6年 8月 31日)	
		点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
患者氏名	こすもす 和子 様	生年月日	昭和24年 4月 1日 (75歳)
患者住所	石川県金沢市〇〇町△丁目×番地 電話 (076) 000-0000		
主たる傷病名	アルツハイマー型認知症 (8842549)、緑内障の疑い (3859003)		
現在の 病状・治療 状況	1.		
	2.		
	3.		
	4.		

(例)精神科訪問看護指示書

精神科訪問看護指示書			
		指示期間 (令和 6年 6月 1日 ~ 令和 6年 8月 31日)	
患者氏名	ききょう 浩二 様	生年月日	昭和24年 4月 1日生 (75歳)
患者住所	石川県金沢市〇〇町△丁目×番地	施設名	電話番号 076-000-0000
主たる傷病名	統合失調症 (8841702)、咳喘息の疑い (8846176)		
現在の 病状・治療 状況			

システムでは、「傷病名 (傷病名コード)」の形で記載します。

***訪問看護計画書**

「(精神科)訪問看護計画書」について、項目の名称が「問題点」「解決策」から「療養上の課題」「支援内容」に変更されました。

(例)訪問看護計画書

訪問看護計画書		
利用者氏名	こすもす 和子(コスマ カズコ) 様	生年月日 昭和24年 4月 1日生 (75歳)
要介護認定の状況		
住 所	石川県金沢市〇〇町△丁目××番地	
看護・リハビリテーションの目標		
年月日	療養上の課題	支援内容

(例)精神科訪問看護計画書

精神科訪問看護計画書		
利用者氏名	ききょう 浩二(キキョウ コウジ) 様	生年月日 昭和24年 4月 1日生 (75歳)
要介護認定の状況		
住 所	石川県金沢市〇〇町△丁目××番地	
看護の目標		
年月日	療養上の課題	支援内容

4. その他(疾病コードについて)

*疾病コード(別表 8)

厚生労働省が定める「特掲診療料の施設基準等別表第 8 に掲げる者」について、状態が一部追加・変更されました。また、それにともなって医療レセプト用のコードが変更されました。

現行		改正後(令和6年6月から)	
コード	疾病、状態等	コード	疾病、状態等
4 1	在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態にある者	(なし)	
	(なし)	4 1	在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
	(なし)	4 2	在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
	(なし)	4 3	在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
4 2	在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者	4 4	在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
4 3	気管カニューレを使用している状態にある者	4 5	気管カニューレを使用している状態にある者
4 4	留置カテーテルを使用している状態にある者	4 6	留置カテーテルを使用している状態にある者
4 5	在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者	4 7	在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
4 6	在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者	4 8	在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
4 7	在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者	4 9	在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
4 8	在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者	5 0	在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
4 9	在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者	5 1	在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
5 0	在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者	5 2	在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
5 1	在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者	5 3	在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
5 2	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者	5 4	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
5 3	在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者	5 5	在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
5 4	在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者	5 6	在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
5 5	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	5 7	人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
5 6	真皮を越える褥瘡の状態にある者	5 8	真皮を越える褥瘡の状態にある者
5 7	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	5 9	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者